

社会福祉法人 福岡光明会

「松月園ケアプランセンター」(指定居宅介護支援)

契約書

(福岡市指定 4071102364号)

◆◇目次◇◆

第一章 総則	1
第二章 サービスの利用と料金の支払い	3
第三章 事業所の義務	3
第四章 損害賠償(事業者の義務違反)	4
第五章 契約の終了	5
第六章 その他	5~6

※居宅介護支援サービス利用割合等説明書

※個人情報保護同意書

様(以下「契約者」という。)と社会福祉法人 福岡光明会(以下「事業者」という。)は、_____
様(以下「利用者」という。)が松月園ケアプランセンター(以下事業者)という。)において、事業者から提供される居宅介護支援を受け、それに対する利用料金を支払うことについて、次のとおり契約(以下「本契約」という。)を締結します。

第一章 総則

第1条(契約の目的)

事業者は、介護保険法令の趣旨に従い、利用者がその居宅において、その有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、居宅介護支援を提供します。

第2条(契約期間)

本契約の有効期間は、契約締結の日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までとします。但し、契約期間満了の2日前までに利用者から文書による契約終了の申し入れがない場合には、本契約は更に同じ条件で更新されるものとし、以後も同様とします。

第3条(居宅サービス計画の決定)

- 1 事業者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとします。
- 2 利用者の居宅を訪問し、利用者および家族に面接して情報を収集し、解決すべき課題を把握します
- 3 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成の開始にあたっては、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族等に対して提供して、公正・中立の立場で利用者にサービスの選択を求めるものとします。なお利用者は複数の指定居宅サービス事業所を紹介するように求めることができます。
- 4 介護支援専門員は、利用者及びその家族の置かれた状況等を考慮して、利用者に提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。
- 5 介護支援専門員は前項で作成した居宅サービス計画の原案に盛り込んだ指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区別した上で、その種類、内容、利用料等について利用者及びその家族に対して説明し、契約者の同意を得た上で決定するものとします。その際、当該居宅サービス事業所を居宅サービス計画書に位置づけた理由を求めることができます。
- 6 適切なケアマネジメントの実施を確保しつつ、経営の安定化を図る観点から、ICT を活用し、必要な業務を行います。

7 その他、居宅サービス計画作成に関する必要な支援を行います。

第4条(居宅サービス計画作成後の便宜の供与)

事業者は、居宅サービス計画作成後においても、次の各号に定める居宅介護支援を提供するものとします。

- 一 利用者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡を断続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- 二 居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。
- 三 利用者の状態を定期的に再評価を行い、利用者の意思を踏まえて、状態の変化等に応じて居宅サービス計画変更の支援、要介護認定の更新申請書等に必要な援助を行います。

第5条(居宅サービス計画の変更)

利用者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意に基づき、居宅サービスを変更します。

第6条(介護保険施設への紹介)

事業者は、利用者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行うものとします。

第7条(介護支援専門員の交替等)

- 1 事業者は、必要に応じ、介護支援専門員を交替することができます。但し、その場合には、利用者に対してサービス利用上の不利益が生じないように十分に配慮するものとします。
- 2 利用者は、事業者が任命した介護支援専門員の交替を希望する場合には、当該介護支援専門員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して介護支援専門員の交替を申し出ることができます。

第8条(給付管理)

事業者は、居宅サービス計画作成後、その内容に基づき毎月給付管理票を作成し、福岡県国民健康保険団体連合会に提出します。

第9条(要介護認定等の申請に係る援助)

- 1 事業者は、利用者が要介護等の更新申請および状態変化に伴う区分変更の申請を円滑に行えるように利用者を援助します。

- 2 事業者は、利用者が希望する場合は、要介護認定等の申請を利用者に代わって行います。

第二章 サービスの利用と料金の支払い

第10条(サービス利用料金の支払い)

- 1 事業所の提供する居宅介護支援に関するサービス利用料金について、事業所が法律の規定に基づいて、介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合(法定代理受領)は、利用者の自己負担はありません。
但し、契約者の介護保険料の滞納等により、事業者が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することができない場合は、利用者は重要事項説明書に定めるサービス利用料金の全額を事業所に対し、いったん支払うものとします。
- 2 前項の他、契約書は、通常の事業の実施地域以外の地域の居宅への訪問を受けて居宅介護支援の提供を受ける場合には、交通費実費相当額を事業者を支払うものとします。
- 3 介護報酬改定に伴い料金体系などが変更になった場合は、別紙にて利用者へ通知ものとします。

第11条(利用料金の変更)

第8条第1項に定めるサービス利用料金について、介護給付費体系の変更があった場合、事業者は当該サービス利用料金を変更することができるものとします。

第三章 事業所の義務

第12条(事業者の記録作成・交付の義務)

- 1 事業者は、利用者に対する居宅介護支援の実施について記録を作成し、その完結の日から5年間保管し、利用者又は代理人の請求に応じてこれを閲覧させ、又はその複写物を交付するものとします。
- 2 事業者は、利用者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合その他契約者から申し出があった場合には、利用者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付します。

第13条(秘密保持及び個人情報の保護)

- 1 事業者、介護支援専門員又は従業員は業務上知り得た利用者及びそのご家族等の秘密及び個人情報等について、守秘義務を遵守し個人情報を適切に取り扱い、関連機関と連携を図る等正当な理由がある場合以外は開示しません。この守秘義務は、本契約の終了後も継続します。
- 2 利用者の係るサービス担当者会議での利用など正当な理由がある場合には、その情報が

用いられる者の事前の同意を文章により得た上で、利用者又はその家族等の個人情報を用いることができるものとします。

第四章 損害賠償(事業者の義務違反)

第14条(損害賠償)

- 1 事業者の責任により利用者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。第13条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。
ただし、その損害の発生について、利用者に故意又は過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

第五章 契約の終了

第15条(契約終了事由、契約終了の伴う援助)

利用者は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約に定めるところに事業者が提供するサービスを利用することができるものとします。

- 一 利用者が要支援1・要支援2と判定された場合
- 二 要介護認定により利用者の心身の状況が自立と判定された場合
- 三 利用者が死亡した場合
- 四 利用者が介護保険施設に入所した場合
- 五 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- 六 事業所が介護保険に指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- 七 第15条から第18条に基づき本契約が解約又は解除された場合

第16条(契約者からの中途解約)

- 1 利用者は、本契約の有効期間中、本契約を解除することができます。この場合には、利用者は契約終了を希望する日の14日までに事業者にも書で通知するものとします。
- 2 利用者は、事業者が作成した居宅サービス計画に同意できない場合は、本契約を即時に解約することができます。

第17条(契約者からの契約解除)

利用者は、事業者もしくは介護支援専門員が以下の事項に該当する行為を行った場合は、本契約を解除することができます。

- 一 事業者もしくは介護支援専門員が正当な理由なく本契約に定める居宅介護支援を実施しない場合
- 二 事業者もしくは介護支援専門員が第11条に定める守秘義務に違反した場合

- 三 事業者もしくは介護支援専門員が故意又は過失により契約者もしくはその家族等の身体・財産・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

第18条(事業者からの契約解除)

事業者は、利用者が以下の事項に該当する場合には本契約を即座に、文書にて解除することができます。

- 一 居宅介護支援に実施の際し、利用者が、その心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知などを行い、その結果、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- 二 利用者が、故意又は重大な過失により事業者もしくは介護支援専門員の生命・身体・財産・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- 三 事業者は、利用者またはその家族等が事業者や介護支援専門員に対して、本契約を継続し難いほどの背信行為またはパワーハラスメント(暴言・暴力・威嚇・嫌がらせ・誹謗中傷等迷惑行為)やセクシャルハラスメント(身体を触る・手を握る・性的な言動をする)などの行為等により、適切なサービス提供の継続が困難であると判断できる場合、文書等通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合があります。
- 四 人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合があります。その場合は、終了 1 ヶ月前までに文書で通知するとともに、地域の他の居宅介護支援事業所をご紹介致します。

第19条(解約料金)

- 1 利用者が、居宅サービス計画について事業所と合意に至る前にこの前契約を解約した場合、利用者は重要事項説明書に定める料金を事業所に支払います。ただし、事業者の責めに帰すべき事由により解約した場合は、この限りではありません。
- 2 利用者が居宅サービス計画について事業所と合意し、その翌月以降にこの契約を解約した場合、料金は一切かかりません。

第六章 その他

第20条(身分証の携行)

介護支援専門員は、常に身分証を携行し、初回訪問時および利用者またはご家族からその示を求められた時は、身分証を提示します。

第21条(医療機関との連携)

- 1 利用者が病院又は診療所に入院する場合、利用者又は家族は、介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるものとする

- 2 利用者が医療系サービス利用を希望している場合等において、介護支援専門員は利用者の同意を得て、主治の医師等の意見を求め、この意見を求めた主治の医師に対してケアプランを交付します

第22条(相談・苦情処理)

事業者は、利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、自ら提供した居宅介護支援または居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービスサービス等に関する利用者の要望、苦情等に対して適切に対応するものとします。

第23条(善管注意義務)

事業者は、利用者より委託された業務を行うにあたっては、法令を厳守し、善良なる管理者の注意をもってその業務を遂行します。

第24条(協議事項)

- 1 利用者と事業者は、信義誠実をもって本契約を履行するものとします。
- 2 本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は介護保険法その他諸法令の定めるところに従い、利用者と誠意をもって協議するものとします。

第25条(裁判管轄)

利用者と事業者は、本契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一管轄裁判所とすることを予め合意します。

当事業者は、契約に基づいて、居宅介護支援の契約内容の説明を行いました。
本書交付を証するために、本書を2通作成し、事業者、利用者(またはその代理人)は、記名捺印の上、各1通を保管するものとします。

年 月 日

事業者所在地	福岡市南区老司5丁目12番4号	
法人名	社会福祉法人 福岡光明会	
代表者氏名	加田 照夫	印
事業者名	松月園ケアプランセンター	
電話番号	(092)565-6264	
FAX 番号	(092)565-2887	

説明者氏名 松月園ケアプランセンター ケアマネージャー 印

私は、契約書に基づいて、居宅介護支援の契約内容の説明を受け、その説明を受けた内容について同意します。

年 月 日

利用者 住所 _____

氏名 _____ 印

代筆者・代理人 住所 _____

氏名 _____ 【続柄 _____】 印

居宅介護支援サービス利用割合等説明書

①前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合

訪問介護	59%
通所介護	15%
地域密着型通所介護	57%
福祉用具貸与	63%

②前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合

訪問介護	松月園	スマイルケア	くるみ南・那珂川
	ヘルパーステーション	9%	3%
通所介護	7%		
	2%		
	デイサービスセンター	ケアライフ野方デイサービス	コンバスワーク大橋
	イコロの家松原	13%	
地域密着型通所介護	松月園	デイサービス	リハプラザ
	デイサービスセンター	やまちゃん	福岡
	21%	3%	
福祉用具貸与	クローバー	アクア	ハミングバード
	13%	12%	11%
	55%		

③判定期間令和6年9月1日から令和7年2月28日

私は、本書面により、本事業所から居宅介護支援の提供に際して、上記の内容
について、説明を受け、

同意しました。

事業所

社会福祉法人 福岡光明会

令和 7 年

月 日

松月園ケアプランセンター

利用者名：_____

居宅介護支援契約における個人情報使用同意書

私及びその家族の個人情報については、次に記載するところにより必要最小限の範囲内で使用することに同意します

記

1 使用する目的

事業者が介護保険法に関する法令に従い、居宅サービス計画に基づき、指定居宅サービスなどを円滑に実施する為に行うサービス担当者会議等において必要な場合、又他事業所等においての連絡調整等において、必要な場合に使用する。

2 使用に当たっての条件

①個人情報の提供は、1に記載する目的の範囲内で必要最小限に留め、情報提供の際は関係者以外には決して漏れることのないよう細心の注意を払うこと。

②事業者は、個人情報を使用した会議、相手方、内容等について記録しておくこと。

③第三者への提供

ケアプランの中で利用するサービス事業所への提供

国保連合会へ介護報酬の請求のための提出

コンピューターの保守のためのデータ提供

提供の手段又は方法として、手渡し、フロッピー、FAX、電話などを用いる

④場合によって、本人の申し出により第三者への提供を差し止めることが出来る。

3 個人情報の内容

・氏名、生年月日、年齢、住所、健康状態、病歴、家族状況等事業者が居宅介護支援を行う為に、最低限必要な利用者や家族個人に関する情報

・認定調査票（必要項目及び特記事項）、主治医意見書、介護認定審査会における判定結果の意見（認定結果通知書）

・その他の情報

上記の内容以外に特に必要な情報については本人又は家族に了承を得る。

※「サービス担当者会議」とは利用するサービスの担当者、本人、家族と共に利用者の自立支援の目的を達成するために話し合う場をいいます。

※「他事業所」とは、訪問介護、訪問看護、通所サービス、短期入所、福祉用具などの事業所をいいます。

※「個人情報」とは、利用者個人及び家族に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいいます。

令和 年 月 日

【利用者】

(住所) _____

(氏名) _____ 印

【利用者家族代表】

(住所) _____

(氏名) _____ 印

【上記代理人：代理人を選定した場合】

(住所) _____

(氏名) _____ 印